

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成28年3月16日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第5号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(熱海市情報公開条例の一部改正)

第1条 熱海市情報公開条例(平成10年熱海市条例第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第7条第6号オ中「、国」を削る。

第15条第1項中「第20条」を「第20条第1項」に改め、同条第3項中「第19条及び」を削る。

第2章中「第2節 不服申立て」を「第2節 審査請求」に改める。

第19条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第20条の見出しを「(審査会への諮問)」に改め、同条中「前条」を「前項」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この節及び次章において同じ。)

第20条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに熱海市情報公開審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとするとき(当該公文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。)

第21条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「又

は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第22条第1項中「第19条」を「第20条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第23条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第24条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第25条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「写し」の次に「（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 審査会は、前項の規定による送付をするときは、当該送付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等に意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第26条中「第19条」を「第20条第1項」に改める。

第27条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第34条第1項中「3万円」を「50万円」に改める。

（熱海市個人情報保護条例の一部改正）

第2条 熱海市個人情報保護条例（平成10年熱海市条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第26条第1項中「第44条」を「第44条第2項」に改める。

第4章中「第4節 不服申立て」を「第4節 審査請求」に改める。

第43条を次のように改める。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第43条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第44条の見出しを「(審査会への諮問)」に改め、同条中「前条」を「前項」に改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この節及び次章において同じ。)

第44条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに熱海市個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。)
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとするとき。
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとするとき。

第45条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)」に改め、「又は決定」を削る。

第47条第1項中「第43条」を「第44条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第48条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第49条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第50条第1項及び第2項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条に次の1

項を加える。

3 審査会は、前項の規定による送付をするときは、当該送付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第51条中「第43条」を「第44条第1項」に改める。

第52条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第60条中「3万円」を「50万円」に改める。

(熱海市行政手続条例の一部改正)

第3条 熱海市行政手続条例(平成11年熱海市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項第4号中「ことのある」を削る。

(熱海市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 熱海市職員の退職手当に関する条例(昭和38年熱海市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第5条の2第2項第11号中「第10条の2第1項」を「第11条第1項」に改め、同項第12号中「第10条の2第2項」を「第11条第2項」に改め、同項第13号中「第10条の2第3項第1号」を「第11条第3項第1号」に改め、同項第14号中「第10条の2第3項第2号」を「第11条第3項第2号」に改め、同項第15号中「第10条の2第3項第3号」を「第11条第3項第3号」に改め、同項第16号中「第10条の2第3項第4号」を「第11条第3項第4号」に改め、同項第17号中「第10条の2第3項第5号」を「第11条第3項第5号」に改め、同項第18号中「第10条の2第3項第6号」を「第11条第3項第6号」に改める。

第16条第4項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

(熱海市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第5条 熱海市固定資産評価審査委員会条例(昭和26年熱海市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「ことを目的」を「もの」に改める。

第2条第2項中「委員会」を「委員長」に、「うちから委員長を選挙しなければならない」を「互選により定める」に改める。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、

第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条中第2項ただし書を削り、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第11条第1項中「決定書」を「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨

(4) 理由

(熱海市手数料徴収条例の一部改正)

第6条 熱海市手数料徴収条例(平成12年熱海市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(手数料の種類及び金額)

第2条 手数料の種類及び金額は、別表第1から別表第5までに定めるとおりとする。

附則の次に別表として次の5表を加える。

別表第1 (第2条関係)

証明関係等事務

	区分	単位	金額
1	戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証	1通につき	450円

	明した書面の交付		
2	戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき	350円
3	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき	750円
4	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき	450円
5	戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	1通につき	350円
6	法務省令で定める様式による上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理の証明書の交付	1通につき	1,400円
7	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務	書類1件につき	350円
8	身分に関する証明書の交付	1通につき	200円
9	印鑑登録証の交付	1通につき	200円

10	印鑑の登録に関する証明書の交付	1通につき	300円
11	住民票に関する証明書の交付	1通につき	300円
12	戸籍の附票に関する証明書の交付	1通につき	200円
13	住民基本台帳を閲覧に供する事務	1件につき（1人を1件とする。）	200円
14	個人番号通知カードの再交付	1件につき	500円
15	個人番号カードの再交付	1件につき	800円
16	自動車臨時運行許可の申請に対する審査	1両につき	750円
17	営業に関する証明書の交付	1種目につき	200円
18	納税又は課税に関する証明書の交付	1税目1年度分につき	200円
19	地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の2に規定する固定資産課税台帳を閲覧に供する事務	1件につき（1個人又は1法人、1年度につき、土地は1筆を、建物は1棟を、償却資産は種別をもってそれぞれ1件とする。）	200円
20	地方税法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付	1件につき（1個人又は1法人、1年度につき、土地は1筆を、建物は1棟を、償却資産は種別をもってそれぞれ1件とする。）	200円（1件増すごとに100円を加算する。）
21	土地、建物又は償却資産に関する証明書の交付	1件につき（1個人又は1法人、1年度につき、土地は1筆を、建物は1棟を、償却資産は種別をもってそれぞれ1件とする。）	200円（1件増すごとに100円を加算する。）
22	名寄帳等を複写した書類の交付	1件につき（1納税義務者につき、1件とする。）	200円
23	土地課税台帳又は家屋課税台帳を複写	1件につき（土地は1筆を、	200円

	した書類の交付	建物	は1棟をもってそれぞれ1件とする。)		
24	地籍図を複写した書類の交付	1枚につき		300円	
25	住宅用家屋の証明の申請に対する審査	1件につき		1,300円	
26	公簿、公文書又は図面の謄本又は抄本の交付	1件につき		200円	
27	公簿、公文書又は図面を閲覧に供する事務	1件につき	(公簿又は公文書は1事件を、図面は1葉をもって1件とする。)	200円	
28	測量成果等の謄本又は抄本の交付	1点1通につき		200円	
29	測量成果の点の記の謄本又は抄本の交付	1点1通につき		200円	
30	農地法(昭和27年法律第229号)第52条の2第1項の農地台帳に記録された事項の写しを閲覧に供する事務	1筆につき		300円	
31	農地法第52条の2第1項の農地台帳に記録された事項に関する要約書の交付	1筆につき		300円	
32	農地又は農業者に関する証明書の交付	1筆につき		300円	
33	行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1項の規定による書面の交付	(1)対象書面等(行政不服審査法第38条第1項に規定する書面又は書類をいう。以下同じ。)を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき	白黒	10円
				カラー	30円
			用紙1枚につき	白黒	10円
				カラー	30円

		項に規定する電磁的記録をいう。35の項から37の項までにおいて同じ。)に記録された事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付			
		(3) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術利用法」という。）第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法	33の部(1)の項又は(2)の項に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）による。以下「情報通信技術利用法」という。）第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法		10円
34	行政不服審査法第81条第3項の規定により準用する同法第78条第1項の規定による書面の交付	(1) 行政不服審査法第78条第1項に規定する書面又は書類を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき	白黒	10円
				カラー	30円
		(2) 対象電磁的記録（行政不服審査法第78条第1項に規定する電磁的記録をいう。）に記	用紙1枚につき	白黒	10円
				カラー	30円

		録された事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付			
		(3) 情報通信技術利用法第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法	34の部(1)の項又は(2)の項に掲げる交付の方法(用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。)によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき		10円
35	地方自治法第258条第1項の規定により準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による書面の交付	(1) 対象書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき	白黒	10円
			き	カラー	30円
		(2) 対象電磁的記録に記録された事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき	白黒	10円
			き	カラー	30円
		(3) 情報通信技術利用法第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法	35の部(1)の項又は(2)の項に掲げる交付の方法(用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。)によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき		10円
36	公職選挙法(昭和25年	(1) 対象書面等を複写機により用紙の片面又は	用紙1枚につき	白黒	10円
			き	カラー	30円

	法律第100号) 第216条第1項において準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による書面の交付	両面に白黒又はカラーで複写したものの交付 (2) 対象電磁的記録に記録された事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき	白黒 カラー	10円 30円
	付	(3) 情報通信技術利用法第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法	36の部(1)の項又は(2)の項に掲げる交付の方法(用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。)によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき		10円
37	地方税法第433条第11項の規定により準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による書面の交付	(1) 対象書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付 (2) 対象電磁的記録に記録された事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき	白黒 カラー	10円 30円
		(3) 情報通信技術利用法第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法	(1)の項又は(2)の項に掲げる交付の方法(用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。)によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚に		10円

		つき	
38	その他の証明書の交付	1件につき	200円

備考 両面において複写された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

別表第2（第2条関係）

環境衛生関係事務

	区分	単位	金額	
1	一般廃棄物の処理	(1) 市長が別に指定する20リットル袋1袋につき	10円	
		袋（以下「指定袋」と	30リットル袋1袋につき	20円
		いう。）によるもの（以	45リットル袋1袋につき	30円
		下この表の(3)の項か	75リットル袋1袋につき	50円
		ら(6)の項までの区分		
		に係るものを除き、可		
		燃性のものに限る。)		
	(2) 指定袋によらないも	10キログラム（10キロ	60円	
	の（以下この表の(3)	グラム未満は、10キログ		
	の項から(6)の項まで	ラムとみなす。）につき		
	の区分に係るものを除			
	き、可燃性のものに限			
	る。)			
	(3) し尿（その収集に技	18リットルにつき	205円	
	術上の困難性があるも			
	のを除く。)			
	(4) し尿（その収集に技	18リットルにつき	215円	
	術上の困難性があるも			
	のに限る。)			
	(5) 犬、猫等の動物の死	1体につき	1,000円	
	体			
	(6) 粗大ごみ	市が収集する粗大ごみにあつては1,400		
		円以内、一般廃棄物処理施設へ搬入する粗大		

			ごみにあつては700円以内において品目ごとに、別に規則で定める額
2	一般廃棄物の収集運搬業の許可（更新に係るものを含む。）の申請に対する審査	1件につき	1万円
3	一般廃棄物の処分業の許可（更新に係るものを含む。）の申請に対する審査	1件につき	1万円
4	一般廃棄物の収集運搬業又は処分業の変更の許可の申請に対する審査	それぞれ1件につき	5,000円
5	一般廃棄物の収集運搬業又は処分業の許可証の再交付の申請に対する審査	それぞれ1件につき	4,000円
6	浄化槽清掃業の許可の申請に対する審査	1件につき	5,000円
7	浄化槽清掃業の許可証の再交付の申請に対する審査	1件につき	2,000円
8	死亡獣畜取扱場（市が設置しようとするものを除く。）の設置の許可の申請に対する審査	1件につき	1万6,800円
9	動物の飼養又は収容の許可の申請に対する審査	1件につき（1個の施設又は同一の構内にある複数の施設につき同時に行われる複数件の申請は、1件とみなす。）	8,600円
10	鳥獣飼養登録票の交付又はその更新若しくは再交付	1件につき	3,400円

別表第3（第2条関係）

福祉・保険関係事務

	区分	単位	金額
1	介護保険法（平成9年法律第123号）	1件につき	2万円

	第42条の2第1項本文の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定（同法第8条第14項に規定する地域密着型サービスのうち地域密着型通所介護（以下この表において「地域密着型通所介護」という。）に係るものに限る。）の申請に対する審査		
2	介護保険法第78条の12において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新（地域密着型通所介護に係るものに限る。）の申請に対する審査	1件につき	1万円

別表第4（第2条関係）

建築関係事務

	区分	単位	金額
1	宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	1件につき	8万6,000円
2	住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のとき	1件につき 6,200円
		新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のとき	1件につき 8,600円
		新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき	1件につき 1万3,000円

		方メートル以下のとき		
		新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のとき	1件につき	3万5,000円
		新築住宅の床面積の合計が1万平方メートルを超えるとき	1件につき	4万3,000円
3	宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項本文の規定に基づく宅地造成に関する工事に許可の申請に対する審査	切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートル以下のもの	1件につき	1万2,000円
		切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件につき	2万1,000円
		切土又は盛土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき	3万1,000円
		切土又は盛土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	1件につき	4万7,000円
		切土又は盛土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え1	1件につき	6万7,000円

	万平方メートル以下のもの		
	切土又は盛土をする土地の面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以下のもの	1件につき	11万円
	切土又は盛土をする土地の面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以下のもの	1件につき	17万円
	切土又は盛土をする土地の面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以下のもの	1件につき	25万円
	切土又は盛土をする土地の面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以下のもの	1件につき	34万円
	切土又は盛土をする土地の面積が10万平方メートルを超えるもの	1件につき	42万円
4	宅地造成等規正法第12条第1項の規定に基づく宅地造成の変更の許可の申請に対する審査	<p>1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が42万円を超えるときは、42万円とする。</p> <p>(1) 宅地造成に関する工事の設計の変更 (2)のみに該当する場合を除く。) においては、変更前の切土又は盛土をする土地(2)に規定する変更がない場合であつて、切土又は盛土をする土地の面積の縮</p>	

		<p>小を伴う場合にあっては、縮小後の切土又は盛土をする土地) に応じこの表の3の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>(2) 切土又は盛土をする新たな土地に係る宅地造成に関する工事の設計変更については、当該切土又は盛土をする新たな土地の面積に応じこの表の3の項に規定する額</p> <p>(3) その他の変更については、1万円</p>
--	--	---

別表第5 (第2条関係)

都市計画関係事務

	区分		単位	金額
1	屋外広告物に関する許可の申請に対する審査	第1種	広告塔、広告板その他これらに類するもの(第3種のものを除く。)	表示面積5平方メートルまでごとに 2,100円
		第2種	熱海市屋外広告物条例(平成20年熱海市条例第28号。以下「広告物条例」という。)第4条第3項第2号から第4号までに掲げるもの(第3種のものを除く。)	1枚、1本又は1個につき 200円
		第3種	照明装置のあるもの	表示面積5平方メートルまでごとに 2,400円

		第4種	はり紙（第3種のものを除く。）	100枚までごとに	400円	
		第5種	その他これに類するもの（第3種のものを除く。）	巻き付け	1組につき	450円
				その他	1個につき	
2	都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	主として自己の用に供する住宅の建築用に供する目的で行う開発行為	0.1ヘクタール未満のもの	1件につき	8,600円	
			0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	1件につき	2万2,000円	
			0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	1件につき	4万3,000円	
			0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	1件につき	8万6,000円	
			1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	1件につき	13万円	
			3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	1件につき	17万円	
			6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	1件につき	22万円	

	ル未満のもの		
	10ヘクタール以上	1件につき	30万円
主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するもの	0.1ヘクタール未満のもの	1件につき	1万3,000円
以外の建築物で自己の業務の用に供するもの	0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	1件につき	3万円
の業務の用に供するもの	0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	1件につき	6万5,000円
建築物又は自己の業務の用に供するもの	0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	1件につき	12万円
の業務の用に供するもの	1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	1件につき	20万円
特定工場の建設の用に供する目的で行う開発行為	3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	1件につき	27万円
の用に供する目的で行う開発行為	6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	1件につき	34万円
の用に供する目的で行う開発行為	10ヘクタール以上のもの	1件につき	48万円
その他	0.1ヘクタール未満のもの	1件につき	8万6,000円
の用に供する目的で行う開発行為	0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	1件につき	13万円

		ール未満のもの		
		0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	1件につき	19万円
		0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	1件につき	26万円
		1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	1件につき	39万円
		3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	1件につき	51万円
		6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	1件につき	66万円
		10ヘクタール以上のもの	1件につき	87万円
3	都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査		1件につき次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が87万円を超えるときは、87万円とする。	
			(1) 開発行為に関する設計の変更 ((2)のみに該当する場合を除く。) については、開発区域の面積 ((2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にはあつては縮小後の開発区域の面積) に応じこの表の2の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額	

			(2) 新たな土地の開発区域への編入に係る 都市計画法第30条第1項第1号から第 4号までに掲げる事項の変更について は、新たに編入される開発区域の面積に 応じこの表の2の項に定める額 (3) その他の変更については、1万円
4	都市計画法第41条第2項ただし書 (都市計画法第35条の2第4項にお いて準用する場合を含む。)の規定に 基づく建築の許可の申請に対する審査	1件につき	4万6,000円
5	都市計画法第42条第1項ただし書の 規定に基づく建築等の許可の申請に対 する審査	1件につき	2万6,000円
6	都市計画法第45条の規定に基づく 開発許可を受けた地位の承継の承認 の申請に対する審査	承認申請をする者 が行おうとする開 発行為が、主として 自己の居住の用に 供する住宅の建築 の用に供する目的 で行うもの又は主 として住宅以外の 建築物で自己の業 務の用に供するも のの建築若しくは 自己の業務の用に 供する特定工作物 の建設の用に供す る目的で行うもの であって開発区域	1,700円

	の面積が1ヘクタール未満のもの		
	承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のもの	1件につき	2,700円
	承認申請をする者が行おうとする開発行為がその他のもの	1件につき	1万7,000円
7	都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	用紙1枚につき	470円

備考

- 1 広告物条例第14条第1項の許可を受けようとする場合は、この表に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。
- 2 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の届出をした政治団体がはり紙、はり札又は立看板を表示するための許可を受けようとする場合は、手数料を徴収しない。

（熱海市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正）

第7条 熱海市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和41年熱海市条例第7号）

の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「異議の申立」を「審査請求」に改め、同条第1項中「60日」を「3月」に、「異議を申し立てる」を「審査請求をする」に改め、同条第2項中「異議の申し立てを受けた」を「審査請求があった」に、「決定しなければ」を「裁決しなければ」に改める。

(熱海市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正)

第8条 熱海市県営土地改良事業分担金徴収条例（昭和61年熱海市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「異議の申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「60日」を「3月」に、「異議を申し立てる」を「審査請求をする」に改め、同条第2項中「異議の申立てを受けた」を「審査請求があった」に、「異議の申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた行政庁の処分その他の行為又は施行日前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 第6条の規定による改正後の熱海市手数料徴収条例第2条及び別表第3の規定は、施行日以後に申請を受け付ける同表に規定する事務に係る手数料について適用し、施行日前に申請を受け付けた同表に規定する事務に係る手数料については、なお従前の例による。